

●香川県告示第161号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定について（昭和45年9月1日閣議決定）で指定された水域類型及び当該水域類型に係る基準値の達成期間を改訂し、別表のとおり定めたので、告示する。

平成25年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水 域		該当類型	達成期間
河 川	詰田川（木太大橋より上流）	D	イ
	御坊川（全域）	E	ロ
	杣場川（全域）	E	イ
	摺鉢谷川（全域）	D	イ
	香東川上流（岩崎橋より上流）	A	イ
	香東川下流（岩崎橋より下流）	B	イ
	本津川上流（学校橋より上流）	A	イ
	本津川下流（学校橋より下流）	B	イ
	財田川上流（祇園橋より上流）	A	イ
	財田川下流（祇園橋より下流）	B	イ

(注) 1 該当類型の欄中の記号「A」、「B」、「D」及び「E」は、水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）別表2の1の(1)のアの類型を示す。

2 達成期間の分類は、次のとおりとする。

(1) 「イ」は、直ちに達成

(2) 「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。